

平成17年度分

軽自動車税の減免



軽自動車税には、身体障害者・精神障害者・知的障害者・戦傷病者に対する税の減免制度があります。該当される方は次の事項に注意し、申請を行ってください。

障害者の範囲

身体障害者・精神障害者・知的障害者・戦傷病者の手帳を交付されている方のうち次の範囲に該当する方

障害の区分		障害の程度	
		身体障害者本人が運転	生計を一にする者・常時介護する者が運転
視覚障害	身体障害者	1級～4級	1級～4級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害	身体障害者	2級・3級	2級・3級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
平衡機能障害	身体障害者	3級	3級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
音声機能障害	身体障害者	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合のみ)	—
	戦傷病者	特別項症～第2項症(咽頭摘出による音声機能障害がある場合のみ)	—
上肢不自由	身体障害者	1級・2級	1級・2級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
下肢不自由	身体障害者	1級～6級	1級・2級・3級
	戦傷病者	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
体幹不自由	身体障害者	1級・2級・3級・5級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
乳幼児期以前の非進行性病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	1級・2級
	移動機能	身体障害者	1級～6級
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸	身体障害者	1級・3級	1級・3級
	戦傷病者	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	1級～3級	1級～3級
知的障害者	その障害の程度が「重度」(療育手帳に記載された障害の程度が「A」)の方		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳(通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る)に記載された障害等級が1級の方		

※障害が重複する場合は、個々の障害を総合的に判断した等級が手帳に記載されています。

減免対象車両

障害者が所有し、本人が運転する軽自動車

※ただし、次の場合は生計同一者も減免申請ができます。
添付書類が必要ですので詳しくは税務課市民税係までお問い合わせください。

- ・身体障害者が18歳未満で生計同一者の軽自動車(身体障害者が18歳以上になると障害者名義の軽自動車では減免できません。)
- ・精神障害者で生計同一者の軽自動車
- ・知的障害者で生計同一者の軽自動車
- ・障害者が所有し、障害者のみの世帯で構成されるために、障害者を常時介護する者が使用する軽自動車

※普通自動車・軽自動車・バイクのいずれか1台しか減免できません。

申請期間

4月1日(金)～4月25日(月)

※申請期間を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

申請方法

各支所総合窓口課へ申請書を提出してください。なお、申請書は各支所総合窓口課にあります。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎65-0679